

新型コロナウイルス感染症が気になって
受診を控えている皆さまへ



定期的に 健診・検診を 受けましょう

健康診断の会場では換気や消毒を行うなど、
新型コロナウイルス感染症の感染防止対策※に努めています。

※「健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策について」
(公益社団法人全国労働衛生団体連合会等)

自覚症状が現れにくい、そんな病気は少なくありません。
だからこそ、定期的な健診と検診で健康状態をしっかりチェック。
自分の体をしっかり知るのが、健康維持の第一歩です。

- 受診の前には、体温を測定するなど、体調に問題がないことを確認して下さい。
- マスクの着用、受診前後の手洗いなどの感染対策をしっかりしましょう。

労働者の健康保持増進を一層進めましょう

THP指針（事業場における労働者の健康保持増進のための指針）の2021年4月1日付け改正適用により、医療保険者※1とのコラボヘルス※2も求められるようになりました。健康の保持増進は、高齢化に伴い増加する労働災害の防止や、企業の生産性向上等にもつながるものです。

医療保険者と健診データを共有し、THP指針に基づき、医療保険者と連携して事業場内外の複数の集団間をデータ比較して健康保持増進に係る取組を決定するなど、効果的に進めましょう。

※1：協会けんぽ、健保組合、市町村国保、国保組合、共済組合等を指します。

※2：医療保険者と事業者が連携し、加入者（労働者）の健康づくり等を効率的・効果的に実行することです。

手引き・事例集（厚生労働省）

職場における心とからだの健康づくりのための手引き（2021.3）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055195_00012.html



企業における従業員の健康保持増進等に配慮した職場づくりのための取組事例集（2018.3）

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyoku/0000198550.pdf>



冊子「労働者の健康の状況」（長野労働局）

長野労働局では、県内の職業性疾病や作業関連疾患の発生状況、健康診断結果などをとりまとめた冊子「労働者の健康の状況」をHPに掲載しています。

「安全衛生関係（事例・統計情報）」

労働者の健康の状況

検索

https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei.html



◆医療保険者への安衛法健診結果の提供が義務づけられています◆

- 医療保険者から、法律に基づき健康診断の結果を求められた場合は提供してください※3, 4。直接提供するほか、下記のような方法も可能です。

- ・ 健診機関に、健診の実施と併せて、医療保険者へのデータ提供を委託する。（受診労働者には、自分の保険者番号と被保険者番号等を健診機関に伝達（問診票等への記入）するよう周知）
- ・ 医療保険者に健診の実施を委託する / 医療保険者と共同で健診を実施する。

- データ提供は、可能な限り、厚生労働省HPで示された標準記録様式としましょう。（提供方法は、提供先の医療保険者と協議・調整ください）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000165280.html>

標準記録様式



- 健康診断の実施に当たっては、医療保険者への情報提供や連携を円滑に行うため、厚生労働省HPに掲載している「モデル健康診断委託契約書」や「一般健康診断標準問診票」をご活用ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei36/index_00003.html

モデル契約書
標準問診票



※3：「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく40歳以上の提供のほか、2022年1月から改正健康保険法に基づき40歳未満も含め提供が規定されました。これらの規定に基づき依頼があった場合は提供することが義務づけられています。法律に基づく第三者提供は、個人情報の保護に関する法律上、本人同意の取得が不要です。なお、法律に基づかない場合は、労働者本人の同意を得る必要があります。

※4：高齢者医療確保法に基づくデータ提供に要した費用は、医療保険者に請求することができます（「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」第15条）。

健診結果の提供により、①労働者がマイナポータルで自身の健康データを把握できるようになり、健康管理に役立てられます。②保険者からレセプトデータの提供を受けたり、職場全体や個々の労働者が効果的な保健サービスを受けられるようになります。

～労働者 50 人未満の小規模事業場の方へ～ 産業保健総合支援センターの地域窓口を利用していますか？

労働者数 50 人未満の小規模事業場の事業者が独自に医師を確保し、労働者に対する保健指導、健康相談などの産業保健サービスを十分に提供することは容易ではありません。

こういった小規模事業場の事業者とそこで働く人々が、充実した産業保健サービスを受けられるよう、労働基準監督署管轄区域ごとに産業保健総合支援センターの地域窓口を設けており、小規模事業場の事業者やそこで働く人々を対象として、以下の産業保健サービスを原則として無料で提供しています。

ご利用については、独立行政法人労働者健康安全機構、または産業保健総合支援センターまでお問い合わせください。

○相談対応

- ・メンタルヘルスを含む労働者の健康管理についての相談
- ・健康診断結果についての医師からの意見聴取
- ・長時間労働者に対する面接指導

○個別訪問指導（医師などによる職場巡視など）

○産業保健に関する情報提供

長野産業保健総合支援センター
各地域産業保健支援センター



～派遣労働者の健康管理について～

派遣労働者の健康診断については、派遣元・派遣先それぞれの役割に応じた義務を課しています。特に以下の事項に留意しましょう。

○派遣元事業者による一般健康診断の実施の徹底

一般健康診断及び特殊健康診断結果の記録の保存の徹底

○派遣先事業場による特殊健康診断の実施の徹底

特殊健康診断結果の記録の保存の徹底

○一般健康診断の事後措置に関する派遣元事業場及び派遣先事業場の十分な連携

○派遣元事業者を通じた、労働者に対する健康診断結果の通知の保存の周知

健康診断と事後措置等に関するご質問は、最寄りの都道府県労働局や労働基準監督署までお問い合わせください。



労働安全衛生法等の届出などをする際は、



電子申請が便利です！

労働安全衛生法等の手續のうち、約800の届出等が電子申請できます。
電子申請できる主な届出等は、以下のとおりです。

	総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
	定期健康診断結果報告
	心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
☆	労働安全衛生法に基づく免許証の新規交付申請/再交付申請/ 書替え申請/更新申請 <small>注) 顔写真等を別途郵送する必要があります。</small>
	足場/局所排気装置等の設置・移転・変更届 <small>(労働安全衛生法第88条に基づく届出)</small>
	有害物ばく露作業報告
	労働者死傷病報告
	特定元方事業者の事業開始報告
☆	ボイラー・第一種圧力容器の構造検査・溶接検査・落成検査申請
☆	クレーンの落成検査申請
☆	移動式クレーンの製造検査申請
	特定化学物質、有機溶剤等の特殊健康診断結果報告

☆印の手續は、電子申請を行うと手数料が割引になります。

※ 詳しくは、労働基準監督署又は都道府県労働局にお問い合わせください。



上記のほか、労働安全衛生関係法令の電子申請が可能な届出等はこちらをご参照ください。

URL : <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyou/denshi.xlsx>

電子申請の詳しい操作方法は、パンフレット「労働基準法、最低賃金法等の届出等は、電子申請が便利です！」に掲載していますので、ご覧ください。

パンフレット掲載先 : <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>

無料でも、ここまでできる会社のがん対策！
「がん対策推進企業アクション」に登録しましょう。



社内掲出用のポスターを無料でプレゼント



企業同士の情報交換オンライン会議の様子



特別講師によるオンライン・オフライン無料研修



毎月最新の情報をNewsとしてお届け



YouTubeでも議長の中川先生が講義



がん対策の積極推進企業には表彰制度あり



推進パートナー登録で中川先生監修の「がん教育eラーニング」を何名でも無料で受講できます！

▶ がん対策推進企業アクションとは？

厚生労働省が実施する各種対策の中で、職域がん対策に特化した国家プロジェクトです。東京大学の中川恵一先生先生をアドバイザーボードの議長として、令和4年で14年目を迎え、現在では規模を問わず多数の企業・団体が推進パートナー登録しています。登録・月額費用はかかりません。

▶ なぜ企業が「がん対策」？

2人に1人ががんになると言われている、がん大国である日本において、定年の延長や女性の社会進出を背景として、「働く世代」でがん罹患する方が増えています。これは企業経営においても見過ごすことの出来ない重要な問題であり、職域がん対策については、様々な対策の整備も進んでいます。

▶ 登録したらどんなメリットがあるの？

eラーニングの利用、研修会や意見交換会への参加、YouTube動画などの啓発ツールの活用など、様々なコンテンツが無料でご利用いただけます。また医師・専門家による最新情報も毎月お届けします。ぜひ大切な社員をがんから守るため「がん対策推進企業アクション」へご登録ください。

ホームページの
登録フォームから
お申し込みください

事務局にて確認後
登録手続きを
行います

登録手続き完了後
登録証などを
お送りします

登録完了



がん対策推進企業アクション事務局

〒102-0083 東京都千代田区麹町2-3-9 麹町プレイス4F (株式会社ウインウイン内)

tel.03-6281-9094

企業アクション

検索



労働安全衛生法に基づく 歯科医師による健康診断を実施しましょう

事業者は、労働安全衛生法第66条第3項に基づき、歯等に有害な業務に従事する労働者に対して、歯科医師による健康診断を実施し、その結果を所轄労働基準監督署長へ報告しなければなりません（※）。

（※）法令改正により2022年10月から報告義務が拡充しています（報告様式が改正され、本健康診断を実施したすべての事業場が報告義務の対象になりました）。

◆ 対象となる労働者

塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務に常時従事する労働者（安衛法施行令第22条第3項、安衛則第48条）

例）メッキ工場、バッテリー製造工場等における上記の業務

◆ 実施時期

対象業務に常時従事する労働者に対し、その雇入れの際、対象業務への配置替えの際、対象業務について後6ヶ月以内ごとに1回（安衛則第48条）

◆ 歯科医師による健康診断実施後に事業者が取り組むこと

- 1. 健康診断結果の記録と保存**（安衛法第66条の3、第103条）
健康診断個人票を作成し、5年間保存しなければなりません。
- 2. 健康診断の結果についての歯科医師からの意見聴取**（安衛法第66条の4）
健康診断の結果、所見のある労働者について、労働者の健康を保持するために必要な措置について、歯科医師の意見を聞かなければなりません。
- 3. 健康診断実施後の措置**（安衛法第66条の5）
上記2による歯科医師の意見を勘案し必要があると認めるときは、作業の転換、労働時間の短縮等の適切な措置を講じなければなりません。
- 4. 健康診断の結果の労働者への通知**（安衛法第66条の6）
健康診断結果は、労働者に通知しなければなりません。
- 5. 健康診断の結果の所轄労働基準監督署長への報告**（安衛法100条）
事業者は、定期健康診断を実施したときは、遅滞なく、安衛則様式第6号の2（有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書）により健康診断の結果を、所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。**【2022年10月から改正規則施行】**

“労災による死亡者を、悲しみをゼロに”